

東京大学事務組織規則第3条第4項に規定する担当課長について

平成28年3月23日  
 総 長 裁 定  
 改正 平成29年7月20日  
 改正 平成30年3月20日  
 改正 平成31年3月28日  
 改正 平成31年4月18日  
 改正 令和 2年3月26日  
 改正 令和 3年3月25日  
 改正 令和 4年9月22日  
 改正 令和 5年3月23日  
 改正 令和 6年3月14日

東京大学事務組織規則第3条第4項の規定に基づき置かれる担当課長は、以下のとおりとする。

担当課長を置く事務組織	職 名	担当する事項
工学系・情報理工学系等事務部	情報理工学系企画調整担当課長	情報理工学系研究科における企画調整に関する事務
農学部・農学生命科学研究科事務部	国際化推進支援担当課長	国際交流及び留学生受入事業等の推進並びに大学院教育における国際化の促進に関する支援事務
教養学部等事務部	施設担当課長	駒場 I キャンパスの施設整備に関する事務
宇宙線研究所事務部	神岡地区担当課長	附属神岡宇宙素粒子研究施設、附属重力波観測研究施設及びその他神岡地区施設の管理統括に関する事務

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年8月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和6年4月1日から実施する。